○佐久市・北佐久郡環境施設組合職員定数条例

平成26年10月１日条例第５号

（定義）

第１条　この条例で「職員」とは、一般職の常勤の職員（６か月以内の期間を定めて任用される職員を除く。）をいう。

（職員の定数）

第２条　職員の定数は、10人とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。